

令和5年2月20日

第2回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

## 第2回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月20日(月) 午前10時00分から午前11時10分

2 開催場所 安達公民館 集会室

3 出席した委員

農業委員(17名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
<del>10番 武藤 栄利</del>	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
<del>16番 馬場 利正</del>	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
<del>26番 石川 重彦</del>	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
<del>32番 渡邊 久</del>	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

#### 4 欠席委員

農業委員

10番武藤栄利委員、16番馬場利正委員

農地利用最適化推進委員

26番石川重彦委員、32番渡邊久委員

#### 5 遅参委員

農業委員

13番佐藤孝志委員

農地利用最適化推進委員

37番安斎秀明委員

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 現況確認証明申請について

第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第8 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

## 画の承認について

第9 議案第13号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長—野地—通 農地係 笹崎裕一

### 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第2回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午前10時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、10番武藤栄利委員、16番馬場利正委員、26番石川重彦委員、32番渡邊久委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

なお、13番佐藤孝志委員、37番安齋秀明委員から遅参の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、5番川口美奈子委員、6番武藤一夫委員



ります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積5,443平方メートル。非農地の事由：長年耕作しておらず荒廃化が進んでおり、今後、耕作再開の見込みもないためであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤伝栄です。議案第7号の1番について、調査内容を報告いたします。2月2日午後1時30分から、農業委員の大内和長さん、それから推進委員の武藤健之さんと私、事務局からは、高根事務局長それから野地係長、現地を確認しました。[REDACTED]、それから[REDACTED]につきましては、令和元年の10月の台風19号の洪水によりまして、畑が流されちゃったんですね。現況、川の法面というような状況になっております。

それから[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]については、現在も畑が耕作されているという事で、これらについて、すべて非農地の判断はできないという事で確認しております。以上、皆様のご審議よろしく願いいたします。

3番（大内和長）委員 3番、大内です。議案第7号番号2について、調査の結果を報告いたします。2月2日午後1時30分より、農業委員の遠藤伝栄委員、それから推進委員の武藤健之推進委員と私、それから事務局より2名の

出席をいただきまして現地を確認いたしました。現状はすでに原野化しているため、これは農地として判断できないという事でございましたので、非農地と判断せざるを得ないという結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは議案第7号について、番号1と番号2に分けて採決いたします。

議長（奥平貢市）会長　まず、議案第7号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第7号、番号2については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、議案第7号、番号1について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第7号、番号1については、農地と判定し非農地証明をしないことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号4につきましては、貸付人の経営移譲年金受給のために、申請地に使用貸借権を設定し、借受人に農業経営の継承を行うものであります。

番号5から番号6につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号7につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号8につきましては、譲受人の新規就農及び譲渡人の農業廃止に伴い、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（根本信康）委員 12番、根本です。議案8号の1と2について、ご説明したいと思います。2月17日に現地確認をし、譲渡人の■■■■さんについては、福島で来られないという事で、電話で確認いたしました。当日、■■■■さんについてもお話を伺い、この土地は自分の土地に対して隣接しているため、取得しておきたいとご説明がありました。2番につきまして、これも2月17日に現地確認をいたしました。この件につきましては、■■■■さんのお父さんが、■■■■さんと何年前に、今は死んでしまったんですけれども、話していて、譲り受けていたという話がありました。それで、■■■■さんのお父さんが死んだために、登記を整理するためにもう一度調べたら、登記されていないという話でした。■■■■さんの方からも話がありました。ですので、許可相当と思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

29番（平義一）委員 29番、平です。議案第8号3について調査結果を報告いたします。2月20日午前9時より、譲渡人の■■■■さん、それから譲受人の■■■■さん同席のもと、農業委員の佐藤さんと私、計4名で現地調査いたしました。先ほどの事務局の説明のとおりで問題ないという事で判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番、川口美奈子です。議案8号の4番について、

調査結果をご報告いたします。2月18日午前9時より、推進委員の渡邊一正さんとともに、借受人の■■■■さん立ち合いのもと、聞き取り調査及び現地確認を行いました。なお、貸付人の■■■■さんは、■■■■さんのお父様です。

内容は事務局説明のとおりで、調査の結果、特に問題がないため許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願います。続きまして、議案8号の5番についてご報告いたします。2月18日午前9時30分より、推進委員の渡邊一正さんと私で現地確認を行いました。譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんには電話で申請内容について確認を行い、間違いのない事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

36番（大内信一）委員 36番、大内です。議案第8号番号6について、調査内容を報告します。2月16日8時30分より、農業委員の佐藤孝志さんとともに、譲渡人・■■■■さん及び譲受人・■■■■さんとともに聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため、許可適当と考えます。ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

1番（野地太郎）委員 議案第8号の7番について、現場確認そして立ち合いの結果をご報告させていただきます。この土地の譲渡人の■■■■さん、そして譲受人の■■■■さん、両者立ち会っていただきまして確認いたしました。こ

の土地は、前に道路工事のために残った残地という事であったようです。なん  
ら問題もないので許可適当と判断いたしました。内容は事務局説明のとおりで  
あります。以上でございます。

9番（佐久間栄吉）委員 9番、佐久間栄吉です。議案第8号8番について  
説明をいたします。18日10時より、現地にて、推進委員の渡邊久さんと私、  
あと■■■さんと3名で話し合いを行いました。■■■さんの話によると、お兄さ  
んと一緒に経営していた会社が、お兄さんが亡くなって、経営やっていけない  
という事で、この土地を自分名義、個人名義に変えるという事らしいです。で  
すから、なんら問題がないので、許可適当と思いますので皆さんのご審議よろ  
しく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第8号、番号1から番号8について、原案のとおり許可することに賛成  
の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第8号、番号1から番号8

については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、

議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和5年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、一時転用になります。市の観光地である「中島の地蔵桜」の観桜客  
の駐車場が無いので申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分  
について、XXXXXXXXXXは小集団の生産性の低いその他の農地に該当  
しますので第2種農地と判断されるものであります。

XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXは農業振興地域の整備に関する法律第8  
条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物  
の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができる  
と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第9号1について、調査の報告をします。19日の朝8時から、申請人の■■■■さんと佐藤委員と私の3人で、現地にて調査をしました。内容は事務局説明のとおりです。毎年の事なんですけど、中島の地蔵桜が有名になりつつあり、ここ数年では、個人で観に来られる方だけではなく、ツアーのようなもので大型バスなども来るようになりましたので、申請地の一時転用もやむを得ないだろうとの結論となりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、それでは採決いたします。

議案第9号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第9号、番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、

議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題  
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和5年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、一時転用になります。館野橋のメンテナンス工事のため、申請地に  
現場事務所を設置します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請  
地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区  
域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当  
するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、一時転用になります。市発注工事受注により残土置場が必要となっ  
たため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、  
申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用  
地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に  
該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、駐車場が手狭になるため申請地に計画します。汚水の発生はありま

せん。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号4、一時転用になります。隣接する山林での土砂採取実施にあたり、申請地の利用が不可欠なため一時転用を申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、再生可能エネルギーの普及拡大と地球温暖化対策の一助として申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号6、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案第10号番号1の調査内容を報告いたします。2月14日に借受人の株式会社 ■■■■■ の担当者・■■■■■

さんと貸付人の■■■■さんから内容を聞き取り、18日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周辺の農地にも影響がないと思われまますので、一時転用はやむを得ないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番の川口です。議案第10号2番について、調査結果をご報告いたします。申請地は5,000平方メートルを超える土地という事で2月14日午後2時より、奥平会長、野地職務代理、渡邊一正委員、事務局から高根事務局長、菅崎さんの2名、そして借受人の株式会社■■■■の■■■■さんに立ち合いをいただいて現地確認を行いました。■■■■

さんより、工事内容についてのご説明をいただきました。内容は事務局説明のとおりで、申請地には、約20,000立方メートルの残土が運ばれるとの事でしたので、土砂崩れ等ないように、奥平会長より注意喚起していただきました。また、貸付人の■■■■さんには、電話での確認を行い、申請内容に間違いがないという事でした。調査の結果、特に問題がないため、許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋栄）委員 7番、安齋です。議案10号番号3について、調査内容を報告いたします。去る17日午後2時より、譲渡人の■■■■氏、譲受人の有限会社■■■■の代表取締役の■■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。現地等に問題なく、許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお

願います。以上です。

1 番（野地太郎）委員 議案第 10 号の 4 番について、調査の結果を説明いたします。2 月 16 日、推進委員の秀明さんと 2 人で現場に行き、■■■■さんが夜 7 時 30 分ぐらいにならないと帰って来ないという事で、会う事ができなかったのもので、電話で確認をさせていただきました。■■■■さん、借受人のほうは、現場監督というか、現場の担当者の■■■■さんより説明を受けてきました。山林のところのぽつんと一反歩近くの畑ではありますが、土を採って畑に戻すという事で、何ら問題はないかという事で確認してまいりました。以上でございます。

15 番（遠藤伝栄）委員 15 番、遠藤伝栄です。議案第 10 号番号 5 について、調査内容を報告いたします。■■■■さんには、2 月 13 日 3 時頃、電話をかけまして、現地確認の都合を聞いたところ、施工業者の■■■■のほうに、みんな任せているから、そちらのほうから話を聞いてくれというような事を言われまして、2 月 16 日、10 時から、遠藤康子推進委員と私、それから■■■■の担当者の■■■■さんに、現場にて内容を説明いただきました。事務局説明のとおり、特に問題ないという事で許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

3 番（大内和長）委員 3 番、大内です。議案第 10 号番号 6 について、調査結果を報告いたします。申請内容については事務局報告のとおりでございます。17 日午後 12 時 30 分から、私と推進委員の武藤健之さんと、それから

譲渡人の本田さん3名で現地を確認いたしました。譲受人の株式会社 [REDACTED] [REDACTED] につきましては、電話で確認をしております。東京という事で、当日、現地に来れないという事でございましたので、担当者の方に電話で確認をして、申請内容に問題はないという事を確認いたしました。なお、この土地につきましては、ご覧のとおり所有権移転という事で、譲渡人の [REDACTED] さんも確認をいたしましたが、くれぐれも太陽光以外には、使用しないように、これについては話し合いの時に、確認をしていただきたいというふうに話をしてきました。さらに現地に資材を搬入する道路につきましても、隣の地主さんに了解を得ているという事で、これについても電話で確認をしてきました。許可については、特に問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第10号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第10号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、

議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和5年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、県発注事業の追加受注に伴い、一時転用の期間を延長します。

議案書12ページをご覧ください。

番号2、市発注事業の追加受注に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

3番（大内和長）委員 それでは議案第11号の1番について、調査結果を

ご報告いたします。17日午後1時より、私と推進委員の武藤健之さんと、  
の現場責任者でありますさんと3人で、現地にて確認をいたしました。

なお、譲渡人の3名の方につきましては、すでに了解を得ているという事で、  
後で電話で確認をしたところでもあります。県発注事業の受注に伴う一時転用の  
期間の延長という事でございますので、特に問題はないかなと判断いたしました  
ので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

24番（佐藤一男）委員 24番、佐藤です。議案11号の2番について調  
査結果をご報告いたします。15日の日に、の営業さんに  
電話をかけて話を伺いました。転用期間を延長するという事でもありますので、  
先ほど、事務局の説明どおりであります。許可適当と判断いたしましたので、  
皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第11号、番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成  
の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第11号、番号1、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、

議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号13から番号17の5件について、XXXXXXXXXX委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第12号、番号13から番号17の5件を審議することとしますので、XXXXXXXXXX委員の退席を求めます。

（XXXXXXXXXX委員 退席）

議長（奥平貢市）会長 議案第12号、番号13から番号17の5件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

今回の告示は、2月28日を予定しております。

議案書18ページをご覧ください。

番号13につきましては、1筆1, 841平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものであります。

番号14につきましては、4筆6, 579平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものであります。

番号15につきましては、1筆1, 345平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものになります。

番号16につきましては、1筆824平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものであります。

番号17につきましては、1筆600平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号13から番号17につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第12号、番号13から番号17の5件についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、採決に移ります。

議案第12号、番号13から番号17の5件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第12号、番号13から番号17の5件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第12号、番号1から番号38のうち、番号13から番号17の5件を除く33件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書32ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区39筆55、368平方メートル、安達地区13筆20、496平方メートル、東和地区69筆75、734平方メートル、合計121筆151、598平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書13ページの番号1から議案書15ページの番号5、議案書20ページの番号18から議案書30ページの番号38となります。

また、議案書 21 ページの番号 19 から議案書 30 ページの番号 38 については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から番号 38 のうち番号 13 から番号 17 の 5 件を除いた 33 件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第 12 号、番号 1 から番号 38 のうち、番号 13 から番号 17 の 5 件を除く 33 件について採決いたします。

議案第 12 号、番号 1 から番号 38 のうち、番号 13 から番号 17 の 5 件を除く 33 件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 12 号、番号 1 から番号 38 のうち、番号 13 から番号 17 の 5 件を除く 33 件については、原案のと

おり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、

議案第13号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号7については、                    委員が議案に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用することとし、関係委員を除外して審議いたします。

よって、まず、議案第13号、番号7を審議することとしますので、                    

                    委員の退席を求めます。

(                    委員 退席)

議長（奥平貢市）会長　議案第13号、番号7について、事務局の説明を求めます。

事務局　議案書33ページをご覧ください。

議案第13号　二本松農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画（昭和45年12月2日福島県指令農政第458号）の変更について、二本松市長から意見を求められたので同意するものとする。

令和5年2月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平　貢市。

今回の見直しは、令和4年12月に締め切った随時見直しとして実施するものであります。

除外については宅地等とするものが12筆12,592平方メートルとなります。

それでは、ご説明申し上げます。

議案書38ページをご覧ください。

除外の番号7については、XXXXXXXXXX、田、995平方メートルに交流施設を建築するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、議案第13号、番号7について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（武藤一夫）委員 二本松農業振興整備計画変更（除外）についての7番についての説明を申し上げます。去る2月19日午前11時30分から、推進委員の佐藤一男さんと私と、そして立ち合いとしてXXXXXXXXXXさんの3名で、現地を確認いたしました。内容については、事務局の説明のとおりでございますが、この事業について、ちょっと説明を預かってきたので、かいつまんで説明申し上げたいと思います。この事業については、布沢みんなの広場設置計画についての対応に基づいてなされるものと聞いておりました。かいつまみます

と、国指定のつなぐ棚田遺産に登録された事により、交流人口を増やし、農業の果たす役割と棚田の活用を伝えるために行うものとするという事ですので、問題なく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたしたいと思えます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、議案第13号、番号7についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第13号、番号7について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第13号、番号7については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第13号、番号1から番号9のうち、番号7を除く8件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書36ページをご覧ください。

除外の番号1については、[REDACTED]、畑、517平方メートルに駐車場を整備するものであります。申請地は第1種農地であります。既存施設拡張事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号2については、[REDACTED]ほか3筆、畑、2,361平方メートルに資材置場を整備するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号3については、[REDACTED]、畑、950平方メートルに農家住宅を建築するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号4については、[REDACTED]、田、889平方メートルに農家住宅を建築するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号5については、[REDACTED]、田、2,783平方メートルに建売住宅を建築するものであります。申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当しますので第3種農地となるため、許可可能と見込まれます。

議案書38ページをご覧ください。

除外の番号6については、[REDACTED]、畑、283平方メートルに駐車場を整備するものであります。申請地は第1種農地であります。既存施設拡張事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号8については、[REDACTED]、原野、1、981平方メートルに太陽光発電設備を建築するものであります。既に非農地判定済みの土地であります。太陽光発電設備の建築を計画しており、農用地からの除外が必要となったものであります。

除外の番号9については、[REDACTED]、原野、1、833平方メートルに太陽光発電設備を建築するものであります。既に非農地判定済みの土地であります。太陽光発電設備の建築を計画しており、農用地からの除外が必要となったものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第13号二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について、番号1について調査内容をご報告します。

2月17日午後2時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、土地所有者の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは障害があるという事なので、奥さんが代理で出席してくれました。また、事業計画者の[REDACTED]さんも仕事の都合上、来れないという事で、[REDACTED]さんのお母さんが代理という事で立会い、並びに聞き取り、及び現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、周辺農地の営農等に対する影響や、農地集積に対する支障はないと考えられるため、承認できるものと考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続き

まして、議案第13号番号2について、調査内容を報告します。2月17日午後1時30分より、推進委員の大石忠雄さんとともに、事業計画者の[ ]代表の[ ]さんから、聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明どおりです。また、土地所有者である[ ]さん、[ ]さんは、平日16日、夕方、電話にて説明しましたが、仕事の都合上、立ち合いできないという事で、電話にて確認をとりました。また[ ]さんは、電話連絡がとれなくて、17日午後から自宅を訪ねましたが、留守にて、行政書士の[ ]さんに電話して、[ ]さんから承諾をもらっているとの事で確認をとりました。調査の結果、周辺農地の営農等に対する影響や、農地集積に対する支障はないだろうと考えられるため、承認できるものと考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

33番(伊藤金志)委員 33番、伊藤です。議案第13号番号3について、調査報告をいたします。除外の理由については、先ほどの事務局の説明どおりです。2月18日朝8時から現地におきまして、土地所有者の[ ]さんは、仕事の都合で来れないという事で、電話で確認しております。馬場委員と私の2名で現地確認を行いました。周辺の農地に悪影響を与えるとは考えにくいと思われました。続きまして、番号4についての調査報告をいたします。除外の理由につきましては、事務局の先ほどの説明のとおりです。18日の朝8時30分から、土地所有者の[ ]さんは、冬の間、介護施設に入っておられるという事で、息子の[ ]さんと馬場委員と私の3人で、現地において確認

をいたしました。今まで住まわれていた家が、地震で壁が落ちちゃって住める状況でもなく、建て替えるにも、家の前後が崖で建て替えできないという事で申請地に住宅の建設をしたいという事でした。周辺の農地に悪影響を与えとは考えにくいと思われました。皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

7番（安齋栄）委員 7番、安齋です。議案第13号番号5について、農振除外について調査内容を報告いたします。去る17日午後2時30分より、事業計画者の株式会社 [REDACTED] の担当者の [REDACTED] さんに、遊佐一夫推進委員とともに現地にて、聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。周りはすでに宅地化になっており、農地があったのは不思議なくらいな現況です。用水、排水等を整備いたしまして、下の方にある水田には迷惑をかけないという事でございましたので、問題なく、承認したいなというふうに思いました。なお、土地所有者の [REDACTED] 氏は、当日都合が悪く、電話での確認で申請する事に間違いないとの事でございました。以上です。

1番（野地太郎）委員 二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）についての6番の調査結果のご報告をいたします。2月16日午後からですが、所有者の [REDACTED] さんは電話で確認するしかなかったので、仕事のために出られないという事でした。行政書士の [REDACTED] さんに、おいでいただきまして、現場で立ち会いまして、推進委員の安齋秀明さんと3人で現地を確認しました。車が5台もあって、置く場所がないみたいな話でした。特に支障はないのでやむ

を得ないのかなと思ひまして、許可適當と思ひ確認してまいりました。以上です。

14番（佐藤美由紀）委員 14番、佐藤です。二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について、番号8及び9の調査内容を報告します。まずは番号8について報告します。2月18日午前9時30分より現地にて、推進委員の武藤善朗さんとともに、土地所有者の■■■■さんの息子さんの■■■■さん、事業計画者の■■■■担当の■■■■さんから、聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周辺に農地がなく、支障がないものと考えます。また、排水溝も十分気をつけてくださるとの事で、承認できるものと考えます。皆様のご審議よろしくお願ひします。続いて番号9について報告します。同じく2月18日の午前10時より現地にて、推進委員の武藤善朗さんとともに、土地所有者の■■■■さんと、そのおばあちゃん、事業計画者の■■■■の担当の■■■■さんから、聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周辺は、ほぼ■■■■さんの土地で、現在何も作付けもしておらず、特に支障も考えられないため、承認できるものと考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、議案第13号、番号1から番号9のうち、番号7を除く8件について採決いたします。

議案第13号、番号1から番号9のうち、番号7を除く8件について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第13号、番号1から番号9のうち、番号7を除く8件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第2回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午前11時10分)

上記の議事の結果は、事実と相違ない事を証明するため署名する。

令和5年2月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 川口 美奈子

署 名 委 員 武藤 一夫